

持続可能な観光スタイル推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光政策課 宿泊・周遊推進室 ☎ 0776-20-0380

★ 事業主体

市町、観光団体等

★ 事業の目的および概要

観光客がより快適に過ごせる環境づくりを進め、デジタル技術活用による業務の効率化・省人化や、観光地に位置する遊休施設等の再活用、旅行需要の平準化を促進し、持続可能な観光体制の構築を目指す。

★ 対象とする要件等

JR西日本・旅行会社と連携して実施する「福井県観光開発プロジェクト」において、旅行会社からの助言等に基づき、市町等が行う以下の事業

- ① 通年で楽しめる観光需要平準化（朝夕観光、閑散期イベント等）【ソフト事業】
- ② 観光プラットフォームの構築、業務効率化・省人化の推進【ソフト事業】
- ③ 観光施設等の新設・改修（備品追加含む）、観光客の利用環境の改善、遊休施設等の観光資源化【ハード事業】

★ 財政支援措置

区分	補助率	補助限度額
①ソフト事業	補助対象経費の2分の1以内	3,000千円/件
②ハード事業	補助対象経費の2分の1以内	10,000千円/件

多様な宿泊施設整備支援事業

旧事業名：民宿リニューアル支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光政策課 宿泊・周遊推進室 ☎ 0776-20-0380

★ 事業主体

市町、宿泊事業者等

★ 事業の目的および概要

来県の目的となるような多様かつ魅力的な宿泊施設への整備を進めることにより、本県のさらなる誘客、滞在時間の延長および観光消費額の増加を図る。

★ 対象とする要件等

(1) 多様な宿泊施設整備支援事業（補助対象：市町）

①一般枠（補助対象：市町）

- ・サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、本県の観光資源を活用した伝統工芸ルーム、温泉施設改修等、来県の目的となるような魅力的な宿泊施設を整備すること

②新規開業枠（補助対象：市町）

- ・新たに旅館業法第3条第1項の許可を得て、旅館や簡易宿所、ホテルを運営予定の事業者が行う、サイクリストに優しい宿、温泉施設改修等、来県の目的となるような魅力的な宿泊施設を整備にかかる経費を補助（※営業中の施設改修は対象外）

(2) 地域再生の核となる民宿等への改修費の補助

旅の目的となる上質な宿泊施設（補助対象：事業者）

- 以下のすべての要件を満たす施設の整備、改修等
- ・専門家チームからの意見に基づいた改修であること
- ・上質な宿泊施設への改修計画であること

★ 財政支援措置

	負担割合	補助上限額
(1) 多様な宿泊施設整備支援事業		
①一般枠	県1/3、市町1/3、事業者1/3	5,000千円
②新規開業枠	県1/3、市町1/3、事業者1/3	10,000千円
(2) 地域再生の核となる民宿等への改修費の補助		
旅の目的となる上質な宿泊施設	県1/2、事業者1/2	60,000千円

事業期間 (1) 令和5年度～令和11年度

(2) 令和4年度～令和11年度

新幹線時代の観光地域スケールアップ支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光政策課 宿泊・周遊推進室 ☎ 0776-20-0380

★ 事業主体

市町、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

北陸新幹線県内開業や中部縦貫自動車道全線開通による効果を最大化するため、伝統工芸や禅など、多くの人を惹きつける本物の価値をもつ観光素材を活かして観光地域を高付加価値化し、さらなるスケールアップを図ることにより、観光客の滞在時間の伸長、観光消費額の増加につなげ、より稼げる観光地づくりを進める。

★ 対象とする要件等 ※計画の採択は終了

- (1) 本県の「本物」の価値を持つ観光素材を活かし、観光地域の高付加価値化、観光消費額増加等を図る取組みであること
- (2) 観光地域内のまち歩きを促進する取組みであること
- (3) 市町が地域DMO、観光協会、事業者等と連携し整備事業計画を策定すること
- (4) 地域内に複数（5者以上）の事業者（宿泊施設（必須）、土産物店、飲食店、観光施設、交通事業者等）を持ち、整備計画の下、地域一体となって観光地域づくりを行うこと
- (5) 観光地域内の滞在時間伸長、観光消費額増加に資するハード整備およびソフト事業を展開すること

★ 財政支援措置

補助メニュー	補助率	1 整備計画あたりの補助上限額
ハード事業	1 / 3 以内	1 億円
ソフト事業		1, 500 万円

福井を学ぶ体験旅行推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 観光政策課 宿泊・周遊推進室 ☎ 0776-20-0380

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

将来の観光リピーターとなりうる若年層の誘致を進めるため、市町と連携し、高校、大学等の合宿の誘致ならびに地域交流を推進する。

★ 対象とする要件等

市町が、高校、大学等の合宿を誘致するため、合宿する団体に対して交付する。

- ① 県外に所在する高等学校、短期大学または大学の生徒または学生で構成する運動系または文化系の団体（ゼミを含む）
- ② 20人泊以上の団体

★ 財政支援措置

補助限度額：宿泊費 1市町当たり7,500千円（ただし、予算の範囲内）
宿泊費の加算 " 7,500千円（ " ）
地域交流費 " 3,750千円（ " ）
補助率：宿泊費 1/2以内（1人泊あたり500円：県負担は市町負担と同額以下）
宿泊費の加算 10/10（1人あたり500円：定額）
地域交流費 10/10（1人あたり250円：定額）
事業期間：平成22年から（地域交流費は平成26年度から）

★ 過去の事例等

平成26年度	15市町	66,900人泊
平成27年度	15市町	67,000人泊
平成28年度	15市町	56,500人泊
平成29年度	14市町	62,900人泊
平成30年度	15市町	53,000人泊
令和元年度	15市町	50,200人泊
令和2年度	15市町	2,200人泊
令和3年度	15市町	3,400人泊
令和4年度	15市町	18,100人泊
令和5年度	15市町	25,700人泊
令和6年度	15市町	27,200人泊

インバウンド受入環境整備事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 インバウンド交流課 ☎ 0776-20-0546

★ 事業主体

市町、観光協会等

★ 事業の目的および概要

外国人観光客が快適に旅行できる受入環境を整え、消費拡大を促していくため、市町との協働により重点整備エリアを選定し、域内のキャッシュレス決済・名税対応・W i - F i 環境等を面的に整備する。

★ 対象とする要件等

重点整備エリア内における外国人観光客の受入環境整備に対する経費支援

①多言語案内標識の整備

I C T を活用した案内標識やデザインを統一した多言語観光案内標識の整備

②観光スポットの掲示物等の多言語化整備

観光地の見どころや体験の内容を紹介する掲示物等の多言語化

③無料エリアW i - F i の整備

誰でも自由に接続可能なW i - F i の整備

④公衆トイレの洋式化

和式トイレの洋式化や、洋式トイレの新設・増設および清潔等機能向上

⑤小売店・飲食店等における対応

店内の多言語表示、キャッシュレス決済・免税への対応、客が利用できる

W i - F i 環境の整備

★ 財政支援措置

国 1/2、県 1/4 (3/4)、市町 1/4

★ 留意事項等

上記（ ）内は、観光庁「インバウンド受入環境整備高度化事業」の採択を受けられない5市町〔大野市、池田町、美浜町、高浜町、おおい町〕が対象

中部縦貫自動車道開通イベント開催事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：交流文化部 誘客推進課 魅力発信 G ☎ 0776-20-0762

★ 事業主体

中部縦貫自動車道沿道 4 市町（福井市、大野市、勝山市、永平寺町）

★ 事業の目的および概要

中部縦貫自動車道沿道 4 市町が中京圏や県内で実施する中部縦貫自動車道開通に係るイベントへの支援を行う。

★ 対象とする要件等

中部縦貫自動車道沿道 4 市町が中京圏や県内で実施する中部縦貫自動車道開通に係るイベントを開催するのに要する経費

★ 財政支援措置

補助率：1/2

補助上限額：2,500千円

★ 過去の事例等

令和7年度 福井市、大野市、永平寺町

伝統文化親子教室事業（教室実施型）

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

伝統文化等の振興等を目的とする一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、NPO法人、任意団体（法人格を有しないが、定款、規約等を有するなどの要件を満たす団体）

★ 事業の目的および概要

伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的とし、子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化等活動を計画的・継続的に体験・習得できる機会を提供する取組に対して補助する。

★ 対象事業等

（１）伝統文化親子教室事業

子供たちが伝統文化等活動を計画的・継続的に体験・習得する「教室」及び、「教室」で取得した技芸等の成果を披露する発表会や、地域行事へ参加する取組

（２）「放課後子供教室」と連携した取組

「放課後子供教室」に参加する子供たちを対象に伝統文化・生活文化活動を体験する機会を提供する取組。

★ 財政支援措置

1 申請団体あたり（１）、（２）の事業ごとに上限５０万円（合計１００万円）。

※上限額については、参加者（子供）の人数の規模によって異なる。

★ 留意事項等

【スケジュール】

10月 実施希望照会

12月 実施希望回答（開催希望団体→市町教育委員会→県文化課→文化庁）

5月 第1次審査結果通知、事業開始

★ 過去の事例等

R3 32団体採択

R4 30団体採択

R5 23団体採択

R6 20団体採択

R7 21団体採択

伝統文化親子教室事業（地域展開型）

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

地方公共団体、地方公共団体が中心として参画する伝統文化等の振興等を目的とする実行委員会、伝統文化等の振興等を目的とする一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、NPO法人、任意団体（法人格を有しないが、定款、規約等を有するなどの要件を満たす団体）

★ 事業の目的および概要

次代を担う子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験できる機会を提供することにより、伝統文化等を継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ることを目的とする。

★ 対象事業等

対象となる事業

我が国又は地域の伝統文化等を子供たちが体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容等についても理解することができ、以下AまたはBを満たす取組であること。

A 教室参画事業

地方公共団体等に地域の伝統文化親子教室(教室実施型・統括実施型)が参画し、子供たちに幅広い分野・地域の伝統文化等に親しむきっかけ作りの機会を提供することで、参加した子供たちを伝統文化親子教室(教室実施型・統括実施型)の教室へ誘導し、伝統文化等の継承・発展を促す取組

B 教室代替事業

地方公共団体等が、教室実施型の実施が困難な地域・分野(対象となる年代の児童・生徒の人口が少ない地域や、周辺地域で教室がない分野など)において、幅広い分野・地域の伝統文化等に親しむきっかけ作りの機会と、計画的・継続的な体験・修得の機会の両方を提供する取組

★ 財政支援措置

1 申請団体あたり上限500万円

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 1月 公募開始
- 2月 実施希望照会(開催希望団体→文化庁)
- 5月～ 事業開始

地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）

旧事業名：文化遺産総合活用推進事業（～H30）

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会又は文化財保護活用地域計画等を策定している市区町村及び民間団体等（文化財所有者や保存団体、観光団体、商業施設・宿泊施設等の経営者等）で構成する協議会等。

★ 事業の目的および概要

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・人材育成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とする。

★ 補助対象事業

- (1) 人材育成事業
- (2) 普及啓発事業
- (3) その他（地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる取組）

★ 財政支援措置

文化庁予算の範囲内で経費の全部または一部を補助。

補助金支払は原則、補助事業が完了し、補助金の額の確定した後、直接文化庁から実行委員会等に対し支払う。

★ 留意事項等 【スケジュール】

- 1 1月 実施希望照会
- 1月 実施希望回答（実行委員会等→県文化課→文化庁）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

★ 過去の事例等

- R 2 福井県、鯖江市
- R 3 鯖江市
- R 4 採択なし
- R 5 福井県
- R 6 鯖江市
- R 7 鯖江市

地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

地域の文化遺産の所有者若しくは保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等

★ 事業の目的および概要

地域の礎である伝統行事や民俗芸能等の用具の修理・後継者養成など、各地域の実情に応じた取組に対して補助金を交付し、地域の伝統行事等の基盤整備を支援するとともに、収益機能の強化や官民連携の取組を促すことにより、次世代への継承や地域活性化の推進を目的とする。

★ 補助対象事業

- (1) 用具等整備事業
- (2) 後継者養成事業
- (3) 記録作成・情報整備事業

★ 財政支援措置

文化庁の予算の範囲内で補助。

補助金支払は原則、補助事業が完了し、補助金の額の確定した後、文化庁から直接実行委員会等に対し支払う。

★ 留意事項等 【スケジュール】

- 1 1月 実施希望照会
- 1月 実施希望回答（実行委員会等→県文化課→文化庁）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

所管省庁等：文化庁（一部 文部科学省）

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

主催者：文化庁

共催者：県、県教育委員会、実施校（小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校）

※芸術家の派遣事業、コミュニケーション能力向上事業、子供 夢・アート・アカデミーは高等学校も対象

★ 事業の目的

小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的とする。

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業では、「芸術家の派遣事業」「コミュニケーション能力向上事業」「文化施設等活用公演事業」「ユニバーサル公演事業」「子供 夢・アート・アカデミー」の5つの区分を設置し、学校が希望する取り組みを支援する。

★ 対象事業等

○芸術家の派遣事業、コミュニケーション能力向上

【派遣分野】音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術（これ以外も文化庁と相談の上実施可）

○文化施設等活用公演【対象分野】音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術

○ユニバーサル公演事業【分野】音楽、演劇、舞踊、伝統芸能

○子供 夢・アート・アカデミー【分野】音楽、演劇、舞踊、美術、文芸

★ 財政支援措置

○芸術家の派遣事業、コミュニケーション能力向上事業、子供 夢・アート・アカデミー講師及び補助者の謝金、旅費、講演等諸雑費

○文化施設等活用公演

公演料、児童・生徒の移動費、会場借損料

○ユニバーサル公演事業

公演料、公演団体の旅費、運搬費、児童・生徒の移動費

★ 留意事項等

【スケジュール】

9月 募集案内

10月 応募書類提出（学校→文化庁）

3月 内定

4月 決定通知

★ 過去の事例等

R2 派遣事業14校実施

R3 派遣事業24校採択

R4 派遣事業16校採択

R5 派遣事業24校採択

R6 派遣事業15校採択

R7 派遣事業22校採択

舞台芸術等総合支援事業

所管省庁等：日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

主催者：独立行政法人日本芸術文化振興会

共催者：県、県教育委員会、実施校（小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校）

★ 事業の目的

小学校・中学校等において日本トップレベルの文化芸術団体による巡回公演を行うことを通じて、子供たちの豊かな感性を育む場を作り、芸術鑑賞能力の向上を図るとともに。文化的な地域格差の解消を促進することを目的とする。

★ 対象事業等

【公演種目】音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、メディア芸術

★ 財政支援措置

出演料・公演料等、公演団体の旅費・運搬費、児童生徒が会場等に移動する場合の経費（バス代、公共機関運賃等）

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 12月 募集案内
- 1月 応募書類提出（学校→文化庁）
- 3月 内定
- 4月 決定通知

★ 過去の事例等

- R2 巡回公演事業28校、
- R3 巡回公演事業21校、
- R4 巡回公演事業24校、
- R5 巡回公演事業26校、
- R6 巡回公演事業19校
- R7 巡回公演事業23校

アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

地方公共団体または法人格を有する者
地方公共団体、芸術関係者、地域住民の代表者などで構成された実行委員会 等

★ 事業の目的および概要

国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンス（AIR）事業を支援することで、AIR活動を通じて地域に文化芸術の創造・発信拠点を形成するとともに、文化芸術を基幹とした地域活性化を図ることを目的としている。

★ 対象とする要件等

海外のAIR実施団体と協働または協働の計画を構想している国内のAIR実施団体が、外国人アーティストを招へいし、滞在地域において国内アーティストをはじめアート関連団体、文化施設、教育機関、地域自治体等と交流・連携しながら滞在型の創作活動を行い、地域の文化芸術の創造・発信拠点の形成や国際発信・交流に資する取組を支援。

※対象となる芸術分野に限定なし。

★ 財政支援措置

上限400万円
採択団体7件程度

★ 補助対象事業

必須プログラム①②の補助条件に従って実施する事業。

必須プログラム

- ①海外のAIR実施団体と交換プログラムを実施、計画進行中又は計画を構想している国内のAIR実施団体が行う取組であって、外国人アーティスト等を招聘し、国内アーティストや地域住民等との連携や協働を行いながら実施する滞在型の創作活動支援。
- ②招聘した外国人アーティスト等の滞在中に、地域住民をはじめ広く一般を対象として、文化芸術に触れる機会を提供するためのイベント等の開催。

★ 留意事項等

補助を受けようとする同一の事業内容については、原則として、文化庁の他の補助事業や芸術文化振興基金に応募することはできません。

【スケジュール】

- 2月 募集案内
- 3月頃 内定
- 4月 決定通知

文化芸術創造拠点形成事業

所管省庁等：文化庁

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

地方公共団体

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が主体となって行う文化芸術創造拠点の形成に向けた取組を支援することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、各地域の多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

対象事業

- ・地域の文化芸術資源を活用して地方公共団体が主体的に実施する文化事業であり、
- ・文化芸術に携わる専門的人材を軸としながら、
- ・地域住民の積極的な参加の下で文化芸術創造拠点の形成を志向し、
- ・人材育成・調査研究等の基盤的事業や多様な文化芸術事業等の企画を有機的に連動させることで地域の総合的な文化芸術振興を企図する事業。

★ 対象とする要件等

- ・応募団体は、3～5年程度の「文化芸術創造拠点形成事業実施計画」を策定（必須）
- ・地方公共団体が主体的に実施する取組
- ・芸産学官民など多様な主体との連携を企図する取組
- ・専門人材を軸として、地域の文化芸術の振興に資する複数の取組を有機的に連携させる総合的な文化芸術施策
- ・事業目的に整合し、目標の達成度を把握することができる適切な定量的指標を設定した上で、事業全体のさらなる精緻化・高度化に向けた改善を進めること

★ 財政支援措置

- ・補助対象経費の2分の1以内
- ・上限6,000万円

★ 留意事項等

・本補助金は地域の総合的な文化芸術振興の取組を支援するものであることから、同一の地方公共団体からの申請は1件までとする。

【スケジュール】

- 1月 募集案内
- 2月 応募書類提出
- 3月頃 内定
- 4月 決定通知

優秀映画鑑賞推進事業

所管省庁等：独立行政法人 国立美術館国立映画アーカイブ

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

文化庁、(独) 国立美術館国立映画アーカイブ、公立文化施設等

★ 事業の目的および概要

広く国民に優れた映画の鑑賞の機会を提供するため、文化庁協力のもと、(独) 国立美術館国立映画アーカイブ（以下「国立映画アーカイブ」）が所蔵する映画フィルムを各地の公立文化施設において、公開上映する。

★ 対象とする要件等

【実施方法】

国立映画アーカイブが選定した映画フィルムのうちから希望する作品を公立文化施設等で公開上映する。(必要に応じ、専門家による講演等を行うことができる。)

【会場】

35ミリ映写設備を有する施設または、DCP映写設備を有する施設、その他これに準ずる適当な設備を有する施設。

映写設備を有しない施設であっても、35ミリ映写機レンタルが可能であれば実施可能。

【事業分担】

国立映画アーカイブ：映画フィルムの提供、鑑賞の手引きの作成、輸送等

公立文化施設等：上映活動、広報、講演等

★ 財政支援措置

【経費負担】

公立文化施設が負担する経費：会場使用料、会場設営および整理に要する経費、広報にかかる経費、上映に関する講演等の謝金及び旅費等

【観覧料】

公立文化施設等は公開上映の観覧者から成人1人1,000円の範囲内で観覧料を徴収可能。

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 1月 実施希望照会
- 2月 実施希望回答（公立文化施設等→県文化課→国立映画アーカイブ）
- 3月 決定通知
- 7月～事業実施

★ 過去の事例等

- R2 越前市いまだて芸術館
- R3 越前市いまだて芸術館、パレア若狭
- R4 越前市いまだて芸術館、パレア若狭音楽ホール、美浜町生涯学習センターなびあす
- R5 越前市いまだて芸術館、パレア若狭音楽ホール、美浜町生涯学習センターなびあす
- R6 越前市いまだて芸術館
- R7 越前市いまだて芸術館

芸術文化振興基金助成金（文化会館公演）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

文化会館、文化ホール、劇場、音楽堂、その他文化施設の設置者または運営者（地方公共団体、文化団体等）

★ 事業の目的および概要

地域における芸術の創造・普及およびこれらを通じて地域の振興に寄与することが期待される文化会館等の地域の文化施設の公演を支援する。

★ 補助対象事業

文化会館等の文化施設において自ら主催し、経費を負担して行う地域の文化の振興普及にかかる公演活動。

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象…出演費、音楽費、文芸費、舞台・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策経費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 10月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（市町等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（美術館等展示）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

美術館、美術展示施設、博物館、その他の文化施設の設置者または運営者（地方公共団体、文化団体等）

★ 事業の目的および概要

地域における芸術の創造・普及およびこれらを通じて地域の振興に寄与することが期待される美術館等の地域の文化施設の展示活動を支援する。

★ 補助対象事業

美術館等の文化施設において自ら主催し、経費を負担して行う美術展示活動。
美術（絵画・彫刻・インスタレーション、写真、映像、工芸、書等）、
デザイン、建築、メディア芸術（漫画・アニメーション・メディアアート等）

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額
助成対象…作品料、設営・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 9月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（市町等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

地方公共団体、法人（NPOを含む）、保存会、協議会、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

城下町、門前町、宿場町等の歴史と伝統をもった集落・町並み、文化的景観（以下「歴史的集落・町並み・文化的景観」という）の保存・活用を図り、地域の文化の振興に寄与する活動を支援する。

★ 補助対象事業

【助成対象地区】

- (1) 「伝統的建造物群保存対策調査」又は「文化的景観保護促進事業の調査」（いずれも文化庁国庫補助事業）及びこれに準じる調査実施地区又は調査中の地区とする。
- (2) 前記(1)の「調査実施地区」に該当しない場合であっても、地域住民と地元市町村が一体となって、文化的景観に準じる景観の保存・活用を行っている地域で、当該地域で行われる当該活動について市町村の支援が認められる場合には助成の対象となる地区（市町村推薦地区）とする。

【対象となる活動】

- (1) 歴史的集落・町並み、文化的景観の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料の収集・作成・展示活動等の普及啓発活動。
- (2) (1)の活動を継承発展させるうえで必要最小限の範囲で行われる保存建物の保全・補修
- (3) (1)の活動に関連して行われる必要最小限の景観保存に資する活動

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額
助成対象経費…謝金・旅費、会場・設営・運搬費、資料等購入・資材等購入費、
保全・補修費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝・印刷費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 10月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（市町等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（民俗文化財の保存活用活動）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

地方公共団体、法人（NPOを含む）、保存会、協議会、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

地域の文化の振興に寄与することが期待され、次世代への継承に大きく寄与する文化財（民俗文化財）の保存・活動を支援する。

★ 補助対象事業

- （１）民俗文化財の保存伝承に資する特色ある取組等を伴う公開活動
- （２）民俗文化財の記録作成（音声・映像等）による保存活用活動
- （３）民俗文化財の復活・復元活動

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象経費…謝金・旅費、会場・設営・運搬・舞台費、製作・修理費、記録作成費、資料等購入費、原料費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝・印刷費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 10月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（市町等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（アマチュア等の文化団体活動）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

一般社団・財団法人、公益法人（※地方公共団体が資本金等に出資している法人を除く）、NPO法人、任意団体、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

地域の文化振興に寄与することが期待され、住民が主体的に参加するアマチュア・青少年等の文化団体による芸術文化の創造・普及活動の支援

★ 補助対象事業

自ら主催し行う公演・展示活動で、地域に根差した文化団体が日頃の文化活動の成果を広く公開する活動や、青少年による芸術文化の公開活動

分野	ジャンル
音楽	オーケストラ、吹奏楽、オペラ、室内楽、合唱 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊、コンテンポラリーダンス 等
演劇	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル 等
伝統芸能	地芝居（歌舞伎、人形浄瑠璃芝居 等）、民謡、邦楽 等
美術	絵画、彫刻、工芸、写真、書等の展示
その他	生活文化等、上記5分に分類できない公演・展示

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象経費…出演費・作品料、音楽費、文芸費、会場費、舞台・設営・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策経費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 10月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（法人等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

芸術文化振興基金助成金（伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

法人（NPOを含む）、保存会、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

地域の文化振興に寄与することが期待され、次世代への継承に大きく寄与する文化財（伝統工芸技術・文化財保存技術）の保存・伝承に係る活動を支援する。

★ 補助対象事業

助成の対象となる者が、自ら主催して行う以下の活動

- （１）伝統工芸技術・文化財保存技術（いずれも国指定・選定を除く）の保存伝承活動
- （２）伝統工芸技術・文化財保存技術の公開活用活動
- （３）伝統工芸技術・文化財保存技術の記録作成（音声・映像等の記録）による保存活用活動
- （４）衰退した伝統工芸技術の史実に基づいた復元活動

★ 財政支援措置

助成金額…活動規模および助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額

助成対象経費…謝金・旅費、会場・設営・運搬費、記録作成費、資料等購入費、原料費、調査・資料等作成費、記録・配信費、宣伝・印刷費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 10月 募集要項送付
- 11月 交付要望書の提出（法人等→日本芸術文化振興会）
- 3月 決定
- 4月～事業実施

※日本芸術文化振興会が行う他の助成事業に重複応募不可

※文部科学省、文化庁の補助金や委託費等が支出される事業への重複応募はできるが、採択された場合は、振興会から重複して助成は受けられない。

劇場・音楽堂等機能強化推進事業

旧事業名：劇場・音楽堂等活性化事業（～H29）

所管省庁等：独立行政法人 日本芸術文化振興会

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

劇場・音楽堂等の設置者または運営者（地方公共団体、法人）、実演芸術団体、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援を行い、劇場・音楽堂の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する。

★ 補助対象事業

- (1) 劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業
劇場・音楽堂等を取り巻く固有の課題や我が国の社会的課題の解決に資すると認められる5年間の事業計画を助成
- (2) 地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業
地域の中核的役割を担う劇場・音楽堂等が、地域の特性・ニーズを踏まえ、地域の文化拠点としての機能を最大限発揮する取組（公演事業・人材養成事業・普及啓発事業）に対して活動別に支援
- (3) 共同制作支援事業
複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）を支援
- (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業
国民及び外国人がその居住する地域等にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対し支援

★ 財政支援措置

- (1)～(3)の事業
補助対象経費の1/2以内、かつ自己負担金の範囲内
- (4)の事業
助成の対象となる事業に要する旅費、運搬費の合計額

★ 留意事項等 【スケジュール】

- 10月 募集案内
- 11月 実施希望回答（希望団体等→日本芸術文化振興会）
- 3月末 採択内定予定
- 4月～ 事業開始

地域の文化・芸術活動助成事業（創造プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

県、市町、指定管理者、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、新たに自ら企画・制作する公演、展覧会のうち、地域の活性化に寄与する長期的展望を有し、発展的・継続的に事業実施する上で他地域の参考となるような顕著な工夫が認められる事業を助成する。

★ 対象事業等

【事業要件】

①一般分

地方公共団体等が新たに主体的に企画、実施するもので、長期的展望を持ち段階的に発展する事業であり、アーティストと地域住民との交流を図るアウトリーチや公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施し、継続性のある、他地域の参考となるような顕著な工夫のある事業。

②企画制作力向上特別分

自主事業の企画制作力をさらに向上させ、周辺地域の公立文化施設等に対して波及効果をもたらす事業

③地域課題対処特別分

地域の課題に向き合い解決に向けて取り組もうとするアウトリーチ、ワークショップ等を行う文化芸術事業

【対象分野】

①音楽分野（クラシック、邦楽など）

②演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）

③伝統芸能分野（能・狂言、歌舞伎などの古典芸能、地域で伝承されている芸能など）

④美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）

⑤その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）

★ 財政支援措置

【対象期間】

①一般分：2～3年間

②企画制作力向上特別分：1年間

③地域課題対処特別分：2～3年間

【助成額】

助成対象事業に係る直接経費（入場料等収入は控除）の2分の1以内。上限額1,000万円。（ただし、③地域課題対処特別分は上限500万円。）

【直接経費】

出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画制作費など

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→（一財）地域創造）

12月 内定通知

★ 過去の事例等

R3 福井県

R4 福井県

地域の文化・芸術活動助成事業（連携プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

県、市町、指定管理者、特定公益法人、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、単独では実施できず、3以上の地方公共団体等が連携し、共同で制作する公演・展覧会のうち「地域交流プログラム」を伴う事業に助成する。

また、「連携プログラム」実施準備のために前年度に行う企画・連携調整等の取組に対して助成する。（連絡調整事業）

★ 対象事業等

地方公共団体等が新たに主体的に企画、実施するもので、アーティストと地域住民との交流を図るアウトリーチや公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施し、3以上の地方公共団体等が連携することにより、事業製作・運営能力の向上や連携団体間のノウハウの共有・蓄積などの効果や経費節減効果が認められる事業。

【対象分野】

- ①音楽分野（クラシック、邦楽など）
- ②演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）
- ③伝統芸能分野（能、狂言、歌舞伎などの古典芸能、地域で伝承されている芸能など）
- ④美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）
- ⑤その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）

★ 財政支援措置

【対象期間】 1年間

【助成額】 助成対象事業に係る直接経費（入場料等収入は控除）の3分の2以内。

1地方公共団体ごとに上限額500万円。連携全体で上限額3,000万円。

「連絡調整事業」は代表する1団体に対して上限額100万円。

【直接経費】 出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画製作費など

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→（一財）地域創造）

12月 内定通知

地域の文化・芸術活動助成事業（研修プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

県、市町、指定管理者、特定公益法人、実行委員会等

★ 事業の目的および概要

自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るために、企画・運営に携わる者及び地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とし、地方公共団体等が自ら主体的に企画・実施する事業に助成する。

★ 対象事業等

地方公共団体等が企画、実施するもので、地域における文化・芸術環境づくりを担う者を対象として、実践的な内容で、他地域の参考となるような研修を行う事業。

★ 財政支援措置

【対象期間】 1年間

【助成額】 助成対象事業に係る直接経費（参加料等収入は控除）の3分の2以内。
上限額200万円。

【直接経費】 会場借上料、講師等謝金（交通費・宿泊費・日当含む。）、研修用資料の印刷製本費（書籍購入費は除く。）、チラシ・ポスター印刷費、旅費・通信費、保険料

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→（一財）地域創造）

12月 内定通知

★ 過去の事例等

R3 福井県

R4 福井県

R5 福井県

R6 福井県

R7 福井県

地域の文化・芸術活動助成事業（公立文化施設活性化計画プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

県、市町、公立文化施設の指定管理者等、特定公益法人

★ 事業の目的および概要

公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するための方策を掲載した計画を、地方公共団体等が自ら主体的に企画、策定する事業を助成する。

★ 対象事業等

地方公共団体等が企画、実施するもので、ア 公立文化施設の政策評価、イ 市町村合併に対応した公立文化施設の管理・運営方策、ウ 公立文化施設による地域活性化効果調査のいずれかを含み、他地域の参考となるような計画を策定する事業であること。

★ 財政支援措置

【対象期間】助成決定初年度を含め2か年以内。

【助成額】助成対象事業に係る直接経費の3分の2以内。上限額200万円。

【直接経費】謝金、旅費、消耗品等、印刷製本費、通信費、賃借料

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→（一財）地域創造）

12月 内定通知

市町村立美術館活性化事業

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

市町村、公立文化施設の指定管理者等。
※参加館は実行委員会を組織して事業を実施する。

★ 事業の目的および概要

市町村立美術館の企画・制作能力の向上や、美術館同士の連携の促進、所蔵作品の利活用を図るために、複数の市町村立美術館が共同して取り組む巡回展の実施を支援する。

★ 対象事業等

複数の市町村立美術館による、（一財）地域創造が企画提示する公立美術館の所蔵作品を活用した共同巡回展及び地域交流プログラム（ワークショップ、ギャラリートーク、地域住民の芸術への理解共感を深めるような普及関連事業）を実施する事業。

★ 財政支援措置

- 準備年度
準備年度に支出する経費（上限100万円）
助成対象…企画費、作品調査費、通信運搬費
- 開催年度
開催年度に支出する経費（入場料等収入を控除した額）の3分の2以内
（上限1,200万円）
助成対象…企画費、普及活動費、作品調査・借上費、作品補修費、会場設営費、
展示工作・撤去・作品運搬費、照明費、会場警備費、宣伝広告費、図録作成費、
保険料、記録費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- | | | |
|--------|-------|----------------------------|
| （2年度前） | 7～10月 | 参加館募集、応募（市町等→（一財）地域創造） |
| | 2月 | 内定 |
| （1年度前） | 11月 | 申請書提出（実行委員会（市町等）→（一財）地域創造） |
| | 2月 | 内定 |
| （開催年度） | 4月 | 決定、事業開始 |

公立美術館共同巡回展開催助成事業（2か年プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

公立美術館の設置者または指定管理者等
※参加館は実行委員会を組織して事業を実施する。

★ 事業の目的および概要

公立美術館の企画・制作能力の向上や、公立美術館の利活用の促進、所蔵作品の活用等を図るために、複数の公立美術館を会場として自主的な企画・制作により所蔵作品等を巡回展示する共同巡回展の準備及び開催を支援する。また、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。

★ 対象事業等

3館以上の複数の公立美術館の自主的な企画・制作による、各公立美術館を会場として開催される共同巡回展事業。

★ 財政支援措置

助成対象経費（入場料等収入を控除した額）の3分の2以内
（準備年度は上限150万円、開催年度は上限2,000万円）
助成対象…企画費、普及活動費、作品調査・借上費、作品補修費、会場設営費、
展示工作・撤去・作品運搬費、照明費、会場警備費、宣伝広告費、図録作成費、
保険料、記録費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

（2年度前）	7月	参加館募集
	10月	申請書（準備年度）提出（市町等）→（一財）地域創造
	2月	内定
（準備年度）	11月	申請書（開催年度）提出（実行委員会（市町等））→（一財）地域創造
	2月	内定
（開催年度）	4月	決定、事業開始

公立美術館共同巡回展開催助成事業（単年度プログラム）

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

公立美術館の設置者または指定管理者等
※参加館は実行委員会を組織して事業を実施する。

★ 事業の目的および概要

公立美術館の企画制作能力の向上、公立美術館の利活用の促進や、所蔵作品の活用等を図るために、複数の公立美術館を会場とし、自主的な企画・製作により所蔵作品等を巡回展示する共同巡回展の開催を支援する。

★ 対象事業等

3館以上の公立美術館の自主的な企画・製作により各美術館を会場として開催される共同巡回展。

★ 財政支援措置

以下のどちらか一方に係る経費の合計額の3分の2以内

①作品借用・展示関連経費

②図録作成関連経費

①の上限は500万円、②の上限は300万円。

助成対象…①企画費、作品調査・借上費、作品補修費、展示工作・撤去・作品運搬費、
通信運搬費

②企画費、図録作成費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 募集案内

10月 申請書提出（公立美術館→（一財）地域創造）

4月 事業開始

公立美術館共同巡回展企画支援事業

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

公立美術館の設置者または指定管理者等

★ 事業の目的および概要

公立美術館の企画制作能力の向上、公立美術館の利活用の促進や、所蔵作品の活用等を図るために、複数の公立美術館を会場とし、自主的な企画・製作により所蔵作品等を巡回展示する、共同巡回展の企画検討にかかる作業（企画検討作業）を支援する。

★ 対象事業等

複数の公立美術館の自主的な企画・製作により、各美術館を会場として開催される共同巡回展の企画検討作業であって、「公立美術館共同巡回展開催助成事業」（2か年プログラムまたは単年度プログラム）等への申請を目指すもの。

★ 財政支援措置

助成対象事業経費の合計額のうち、100万円を上限額とする
助成対象…企画費、作品調査費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 7月 募集案内
- 10月 申請書提出（公立美術館→（一財）地域創造）
- 4月 事業開始

公立美術館共同地域交流プログラム助成事業

所管省庁等：（一財）地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

公立美術館の設置者または指定管理者等

★ 事業の目的および概要

公立美術館の企画制作能力の向上、公立美術館の利活用の促進や、所蔵作品の活用等を図るために、複数の公立美術館が自主的に企画・製作する当該公立美術館の所蔵作品等を活用した展示（展覧会）に関連した地域交流プログラムに対して助成する。

★ 対象事業等

2館以上の公立美術館の自主的な企画・製作により各美術館を会場として開催される展覧会に関連した、共同で企画・実施する地域交流プログラム。

★ 財政支援措置

助成対象事業経費の合計額のうち、100万円を上限額とする
助成対象…企画費、普及活動費、保険料、記録費、通信運搬費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 7月 募集案内
- 10月 申請書提出（公立美術館→（一財）地域創造）
- 4月 事業開始

地域伝統芸能等保存事業

所管省庁等：(一財) 地域創造

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

県、市町、指定管理者等、実行委員・保存会等

★ 事業の目的および概要

地方公共団体等が実施する各地域固有の伝統芸能等の記録・保存・継承事業に対して助成する。

★ 対象事業等

(1) 映像記録保存事業

市町が、各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域の伝統芸能等を映像に記録・保存する事業。

(2) 保存・継承活動支援事業

地域固有の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等）の保存・継承のために活動している団体等に対して、市区町村が実施している補助事業を支援。

★ 財政支援措置

(1) 映像記録保存事業

1市町あたり1事業申請可。助成対象事業に係る直接経費の3分の2以内で上限200万円。

【直接経費】

企画台本費、機材費、演出製作人件費、制作費（映像製作に係るもの、解説書、採譜、その他印刷物の作成等、伝統芸能等の保存・継承に必要な補助資料の作成費含む）、取材関係費、編集関係費、その他

(2) 保存・継承活動支援事業

助成対象事業に係る直接経費の2分の1以内で上限30万円

★ 留意事項等

【スケジュール】

7月 実施希望照会

9月 実施希望回答（市町等→県→(一財) 地域創造）

4月 事業開始

★ 過去の事例等

R3 2件採択（坂井市、福井市）

R4 2件採択（坂井市、福井市）

R5 2件採択（坂井市、福井市）

R6 4件採択（坂井市2件、福井市、勝山市）

R7 2件採択（坂井市、福井市）

宝くじ文化公演

所管省庁等：(一財) 自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

市町、(一財) 自治総合センター

★ 事業の目的および概要

交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演会その他の文化事業を全国各地で開催することにより、地方文化の振興に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

★ 補助対象事業

【公演種目】

交響楽団等による演奏会、演劇（ミュージカル等を含む）、演奏家等によるリサイタル、落語・漫才・奇術等、文化講演会、その他

【開催地】

同一内容の1事業につき、原則、連続する2日間で各都道府県内2市町村とし、(一財) 自治総合センターが決定。

【実施期間】

毎年4月から翌年3月まで

【会場】

2つの会場の規模が概ね同程度の公立文化施設等

★ 財政支援措置

文化公演に関する経費の負担区分は概ね次のとおり。

【(一財) 自治総合センター】

出演料（旅費、宿泊費を含む）、特殊音響・特殊照明経費、著作権使用料、ポスター・チラシ・プログラム・入場券等作成費、入場券売捌手数料（売捌率50%までの額）

【開催地市町村】

会場使用料、音響等を含む会場の設備・備品使用料、会場要員費（アルバイト賃金、食費を含む）、ケータリング費用、花束代、ピアノ調律料、ポスターの掲示・チラシの配布に要する経費、新聞・広報誌等への広報宣伝費

入場料収入は、(一財) 自治総合センターと開催地側に、それぞれ50%ずつ帰属。

★ 留意事項等

8月 開催希望調査

9月 開催希望調書の提出（市町村→県→(一財) 自治総合センター）

11月 内定通知

★ 過去の事例等

R2 2件採択（永平寺町、若狭町）

R4 2件採択（坂井市、大野市）

R5 2件採択（鯖江市・高浜町、勝山市・おおい町）

R6 1件採択（越前市・美浜町）

R7 1件採択（大野市・南越前町）

宝くじまちの音楽会

所管省庁等：(一財) 自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

市町、(一財) 自治総合センター

★ 事業の目的および概要

地域の人々に上質な音楽を提供し、地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設けることにより、人々の豊かな心の育成に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

★ 補助対象事業

【公演種目】

(一財) 自治総合センターで毎年演目を設定 (3 演目)

【公演構成】

2 部構成。第 1 部は (一財) 自治総合センターが設定した演目を実施。第 2 部において出演者と地元合唱団等との共演コーナー (2 曲) を設ける。

※地元合唱団の募集・選定においては、開催地に一任する。

【実施期間】

毎年 4 月から翌年 3 月まで

【会場】

収容人員が概ね 800 人以上の公立の文化施設等。

★ 財政支援措置

音楽会に関する経費は、次に掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として (一財) 自治総合センターが負担する。

【開催地市町村負担】

会場使用料、音響・照明を含む会場の設備・備品使用料、ピアノ (フルコン) 使用料及び調律料、会場要員費 (搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他)、ケータリング経費、花束代、ポスターの掲出・チラシの配布に要する経費 (制作は自治総合センターが実施) 新聞・広報誌等への広報宣伝費、第 2 部の地元出演者の募集及び参加に関する経費 入場料収入 (売捌手数料控除) は、(一財) 自治総合センターと開催地側に、それぞれ 50% ずつ帰属。

★ 留意事項等

8 月 開催希望調査

9 月 開催希望調書の提出 (市町村→県→(一財) 自治総合センター)

11 月 内定通知

★ 過去の事例等

R 4 1 件採択 (鯖江市)

R 6 1 件採択 (坂井市)

宝くじふるさとワクワク劇場

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

市町、（一財）自治総合センター

★ 事業の目的および概要

地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、活気あふれる元気な地域社会を創出することにより、地域の活性化に資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

★ 補助対象事業

【公演内容】

2部構成。第1部はベテラン落語家、ベテラン漫才及び若手漫才による演芸ステージ。第2部においてプロの喜劇役者が演じる舞台に公開オーディションで選考された地元出演者が参加する。

【実施期間】

毎年4月から翌年3月まで

【会場】

収容人員が概ね800人以上の公立の文化施設等。

★ 財政支援措置

本事業の実施に係る経費のうち、次に掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として（一財）自治総合センターが負担する。

【開催地市町村負担】

会場使用料、音響・証明を含む会場の設備、備品使用料、会場要員費（アルバイト賃金・食費等）、ケータリング経費、飾花代、ポスターの掲出、チラシの配布等に要する経費、新聞・広報誌等への広報宣伝費、地元出演者の募集及び参加に関する経費等
入場料収入（売捌手数料控除）は、（一財）自治総合センターと開催地側に、それぞれ50%ずつ帰属。

★ 留意事項等

- 8月 開催希望調査
- 9月 開催希望調書の提出（市町村→県→（一財）自治総合センター）
- 11月 内定通知

★ 過去の事例等

- R4 1件採択（越前市）
- R7 1件採択（高浜町）

宝くじおしゃべり音楽館

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

市町、（一財）自治総合センター

★ 事業の目的および概要

地域の人々に、楽しい“おしゃべり”とともに上質な音楽を提供し、地域文化の振興及び明るいまちづくりに資するとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的とする。

★ 補助対象事業

【公演構成】

2部構成。第1部は（一財）自治総合センターが設定した演目“おしゃべり”を実施。第2部は出演者とオーケストラの共演。希望すれば出演者と地元出演者との共演。

※地元合唱団の募集・選定においては、開催地に一任する。

【実施期間】

毎年4月から翌年3月まで

【会場】

収容人員が概ね800人以上の公立の文化施設等。

★ 財政支援措置

音楽会に関する経費は、次の掲げるものを開催地市町村の負担とし、それ以外の経費を原則として（一財）自治総合センターが負担する。

【開催地市町村負担】

会場使用料、音響・証明を含む会場の設備・備品使用料、ピアノ（フルコン）使用料及び調律料、会場要員費（搬入搬出要員、カゲアナ、会場整理要員他）、ケータリング経費、花束代、ポスターの掲出・チラシの配布に要する経費（制作は自治総合センターが実施）、新聞・広報誌等への広報宣伝費、第2部の地元出演者の募集及び参加に関する経費入場料収入（売捌手数料控除後）は、（一財）自治総合センターと開催地側にそれぞれ50%ずつ帰属。

★ 留意事項等

8月 開催希望調査

9月 開催希望調書の提出（市町村→県→（一財）自治総合センター）

11月 内定通知

★ 過去の事例等

R2 1件採択（越前市）

地域の芸術環境づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

所管省庁等：（一財）自治総合センター

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

市町、広域連合、一部事務組合、指定管理者等

★ 事業の目的および概要

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業に対して助成。

★ 対象事業等

【事業要件】

市町等が企画、実施するもので①自主性②地域交流③地域性④新規性⑤会場⑥入場料の要件をすべて満たすもの。

【対象分野】

- ①音楽分野（オーケストラなどのクラシック、邦楽など）
- ②演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど）
- ③伝統芸能分野（「能楽座」の能・狂言、歌舞伎などの古典芸能、地域に伝承される芸能など）
- ④美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など）
- ⑤その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）

★ 財政支援措置

【助成額】

助成対象事業に係る直接経費の3分の2以内。上限額500万円。

【直接経費】

出演費又は展示品等借上料、音楽・文芸費、設営・舞台費、謝金・旅費・通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画製作費など

★ 過去の事例等

- | | |
|-----|--------------------|
| R 2 | 3件採択（鯖江市、あわら市、若狭町） |
| R 3 | 2件採択（あわら市、若狭町） |
| R 4 | 2件採択（あわら市、若狭町） |
| R 5 | 2件採択（あわら市、若狭町） |
| R 6 | 2件採択（あわら市、鯖江市） |
| R 7 | 1件採択（あわら市） |

市町による文化の担い手育成応援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 文化振興 G ☎ 0776-20-0580

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

文化芸術による地域力の向上や未来へつながる新たな地域の文化創造を図るため、各市町が主体となって実施する、地域の特性に合わせた文化・アートの担い手育成の取組みを支援する。

★ 対象とする要件等

上記の目的を実現するものであって、次に掲げる各要件を全て満たす事業

- (1) 市町が主体となって実施する事業であること
- (2) 事業を行う市町にとって新規性を有する事業であること
- (3) 地域で活動する専門人材や関係団体、企業等の多様な主体と連携しながら実施する事業であること
- (4) 多くの県民等の参加を目指す事業であり、参加者数を把握することができること
- (5) 国や県等の他の補助金の給付を受けて実施する事業でないこと（ただし、内閣府の地域未来交付金を除く）

★ 財政支援措置

【補助率】補助対象経費の1/2

【上限額】1市町あたり200万円

【対象経費】報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、雑役務費

★ 留意事項等

【スケジュール】

- 3月～ 応募書類（事業実施計画）提出
- 4月 審査会 → 内定
- 5月 決定通知

景観まちづくり推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局 文化課 歴史遺産 G ☎ 0776-20-0572

★ 事業主体

市町、重要文化的景観については市町と関係団体で構成する保存活用連携協議会

★ 事業の目的および概要

福井県の特徴である歴史・文化景観のさらなる維持・向上を図るため、伝統的民家や歴史的建造物の改修、景観計画の策定、建築物の修景、広場の整備などの景観づくりに要する経費に対して補助金を交付する。

★ 対象となる事業

補助対象事業は以下のとおり。

【福井の伝統的民家活用推進事業】

伝統的民家群保存活用推進地区内のエリアの

- ・ 伝統的民家の新築・改修事業
- ・ 空き家となっている伝統的民家の改修事業
- ・ 土蔵・門・塀の改修事業
- ・ 地区内で行う景観まちづくり活動

【福井の歴史的建造物保存促進事業】

- ・ 福井の歴史的建造物の外観、構造体および内装仕上げの改修工事

【景観まちづくり推進事業】

- ・ 景観まちづくりの方針策定等
- ・ 特定の地域かつ景観形成重点地域等内の建築物等の修景
- ・ 特定の地域内の景観整備等
- ・ 特定の地域内の景観まちづくり活動

【重要文化的景観保存活用推進事業】

- ・ 重要文化的景観の保存活用に関する計画策定、普及・啓発および整備

★ 財政支援措置

* 限度額を示す。すべて対象経費から国庫補助相当額を差し引くものとする。

【福井の伝統的民家活用推進事業】

- ・ 新築 対象経費：外観工事に要する経費 補助率等：市町補助額の2分の1（80万円を限度）
- ・ 改修 対象経費：伝統的民家の外観または構造体の改修（耐震改修は除く）、土蔵・門・塀の改修に要する経費 補助率等：市町補助額の2分の1（150万円を限度）
- ・ 空き家改修 対象経費：内部改修及び外観または構造体の改修（耐震改修は除く）に要する経費 補助率等：市町補助額の2分の1（300万円を限度、かつ民間事業用途の場合対象経費の4分の1）
- ・ 景観まちづくり活動 対象経費：活動経費 補助率等：市町補助額の10分の10（年20万円/地区を限度、原則として指定年度の翌年度から2年間）

【福井の歴史的建造物保存促進事業】

補助率等：対象経費の4分の1、かつ市町補助額の2分の1（150万円を限度）

【景観まちづくり推進事業】

- ・ 景観まちづくりの方針策定等 補助率等：対象経費の2分の1
- ・ 建築物等の修景 補助率等：市町補助額の2分の1（対象経費の4分の1かつ150万円を限度）
- ・ 景観整備等 補助率等：対象経費の2分の1（200万円を限度）
- ・ 景観まちづくり活動 補助率等：対象経費の3分の1以内かつ市町補助額の2分の1（20万円/団体を限度）

【重要文化的景観保存活用推進事業】

補助率等：対象経費の2分の1

学校施設環境改善交付金 スポーツ施設（社会体育施設）整備事業

旧事業名：安全・安心な学校づくり交付金（～H22）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：交流文化部 文化・スポーツ局スポーツ課 地域スポーツ G ☎ 0776-20-0746

★ 事業主体

地方公共団体

★ 事業の目的および概要

社会体育施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、地域スポーツ施設の整備促進を図り、スポーツの振興に寄与する。

★ 対象事業

- ① 地域スイミングセンター新改築事業
談話室、トレーニング室等を備えた屋内又は屋外の水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業
- ② 地域水泳プール新改築事業
屋内又は屋外の水泳プール（浄水型）を新築又は改築する事業
- ③ 地域スポーツセンター新改築事業
地域スポーツクラブの活動拠点としてふさわしいクラブハウスを備えた屋内総合スポーツ施設を新築又は改築し、または改造する事業
- ④ 地域武道センター新改築事業
談話室、トレーニング室等を備えた武道場を新築又は改築する事業
- ⑤ 地域屋外スポーツセンター新改築事業
照明施設及び談話室、トレーニング室等を備えた多目的屋外運動場を新築又は改築する事業
- ⑥ 社会体育施設耐震化事業
耐震診断の結果、一定の耐震性能が確保されていない社会体育施設の耐震化を行う事業
社会体育施設の建築非構造部材の耐震対策等を行う事業
- ⑦ 社会体育施設の質的整備事業
温室効果ガスの排出削減に寄与するよう社会体育施設を改造する事業
社会体育施設の空調設置に係る事業

★ 財政支援措置

交付金算定割合：1／3（ただし、社会体育施設の空調新設工事、地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プールについては1／2）

★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「公立学校施設整備事務ハンドブック」および「公立学校施設関係法令集」等により確認すること
- ・交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、国に提出しなければならない